東部家保便り

令和８年度　No. 1
（２０２６．４月）

島根県東部農林水産振興センター 東部家畜衛生部（東部家畜保健衛生所）
本　所　：〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4　TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801
松江支所：〒699-0109 松江市東出雲町錦浜 474-2　TEL(0852)52-5230 FAX(0852)52-3377
隠岐支所：〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24　TEL(08512)2-9690 FAX(08512)2-9657

新年度のご挨拶・組織改編について

平素より皆様方には、家畜防疫並びに衛生の推進にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度シーズンも国内家きん農場における高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、関係者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守徹底による侵入防止に取組まれたことと思います。暖かくなりオフシーズンに入りますが、海外での発生状況をみますと、来シーズンも再び国内に本病が侵入するリスクは高いものと考えております。是非、来シーズンに備え施設等の点検の実施をお願いします。



【東部家畜保健衛生所の管轄図】

また、隣国の韓国ではアフリカ豚熱の感染が急激に広がっており、国内の侵入リスクが非常に高い状況です。本病の国内(県内)での初発確認は野生イノシシだと想定しております。死亡した野生イノシシを確認された際には、最寄りの市町村へご一報いただきますようお願いします。

さて、令和9年8月には第 13 回全国和牛能力共進会の最終比較審査が北海道で開催されます。本年は県代表牛に選抜されるための重要な年となりますので、各地域での全共取組が更に強化され、立派な牛を県代表として北海道に送り込むための取組が進められるよう家保も協力してまいります。

最後になりますが、このたび県東部における家畜の飼養頭羽数の変化に対応し、体制の強化と業務の効率化を図るため、松江家畜保健衛生所と出雲家畜保健衛生所を再編し、東部家畜保健衛生所を出雲市に、引き続き松江市域及び安来市域を管轄する松江支所を松江市内に、隠岐地域を管轄する隠岐支所を隠岐の島町に設置いたしました(出雲、松江、隠岐ともに旧家保庁舎を引き続き使用)。引き続き当管内の家畜伝染病発生予防対策並びに畜産振興に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

手数料の改正と支払方法の変更について

島根県手数料条例が一部改正され、令和８年４月１日から手数料が変更されました。詳細は別添資料を参照ください。

また、手数料の納入方法についても変更されました。これまでは、島根県収入証紙により手数料を納入いただいておりましたが、証紙の販売は令和８年３月末で終了し、今後は納入通知書等の方法により手数料を納入いただくことになります。詳細は、別添資料の QR コードからご確認ください。

家保への各種検査や申請に際しては、家保職員から手数料納入方法について説明いたしますが、ご不明な点は問い合わせください。よろしくお願いします。

５条検査の実施地域について

島根県では、家畜伝染病予防法第５条に基づき、24か月齢以上の乳用牛および肉用繁殖牛のヨーネ病検査を実施しており、令和８年度の対象地域は表のとおりです。今年度対象となる農家の皆さま及び、関係機関の皆さまには、検査実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

検査料：1,200円/頭
５年に１度の大切な検査です。
ご協力よろしくお願いします。



管轄地域	対象地域
本所	出雲市（旧出雲市および旧斐川町を除く地域） 飯南町（旧赤来町）
松江支所	安来市広瀬町
隠岐支所	隠岐の島町